

生活再建住宅支援事業 (住宅補修等)についてお知らせします

■受付締切 平成26年3月末まで(新築に係る支援は平成28年度まで)

町内で、東日本大震災により被災した住宅を補修・改修する場合、以下の支援を受けることができます。
※平成26年3月末までに工事を完了していただく必要があります。

■被災住宅債務利子補給 ○必要書類 り災証明書、申請書、金銭消費貸借契約書の写し、返済予定表、残高証明書

区分	利子補給の対象となる内容	補給する割合
補修 (補助対象借入上限額は640万円)	住宅が被災(全壊、大規模半壊、半壊、一部損壊)し、被災者が住宅の補修または増・改修することを目的に、住宅金融支援機構または民間金融機関などから融資を受けた場合の利子	当初5年間の利子(1%以内)

■被災住宅補修等補助 ○必要書類 り災証明書、申請書、見積書(明細のわかるもの)、工事前の写真か図面

区分	補助の対象となる工事	補助する割合
住宅補修	被災者生活再建支援制度や災害救助法の応急修理制度の適用を受けない、一部損壊および半壊の被災住宅の補修工事	10万円以上の工事 補助率 1/2 (補助限度額 30万円)
耐震改修	耐震基準を満たさない住宅を、耐震基準に適合させるための改修工事	補助率 1/2 (補助限度額 60万円)
バリアフリー改修	床の段差解消、手すりの設置、通路面の材料変更、引き戸などへの扉の取替え、洋式便器への取替えなどの改修工事	補助率 1/2 (補助限度額 60万円)
県産材使用改修	県産材を積極的に使用する住宅改修工事(0.5立方メートル以上使用)	補助率 1/2 (補助限度額 20万円)

■被災宅地復旧補助

○必要書類 申請書、見積書(明細のわかるもの)、被災宅地の状況写真、復旧工事計画図、被災宅地の所有者の確認できる書類

区分	補助の対象となる工事	補助する割合
被災宅地復旧	のり面の保護工事、排水施設の設置工事(上下水道の配管は除く)、地盤補強、整地工事、擁壁工事、補強工事、地盤調査および設計調査費、その他安全性の回復に必要な復旧工事 ※宅地の嵩上げは対象外	20万円以上の工事 補助率 1/2 (補助限度額 200万円)

※各申請書は申請窓口(被災者支援室)にあります。

☎ 被災者支援室 Tel 0193-42-8718

災害危険区域の指定についてお知らせします

大槌町を含む三陸沿岸は、過去数十年に1度は大きな津波に見舞われる津波常襲地帯です。将来においても今回をさらに上回る津波が来襲することは否定できません。

そういった状況の中、防潮堤など海岸保全施設を整備しても、今回の津波と同程度の過去最大クラスの津波による浸水が予想される区域の住宅は、建築基準法第39条第1項の規定に基づく「災害危険区域」に指定をして、住宅の建築を制限します。

新たに指定した災害危険区域は下記のとおりとなります。詳細については、復興推進課までお問い合わせください。

■制限の対象となる建築物について

災害危険区域では、「住居の用に供する建築物」の建築を禁止します。「住居の用に供する建築物」とは、**住宅、アパートなどの共同住宅、長屋、寄宿舎、下宿および寮**などです。会社や工場、店舗や倉庫などは制限の対象にはなりません。

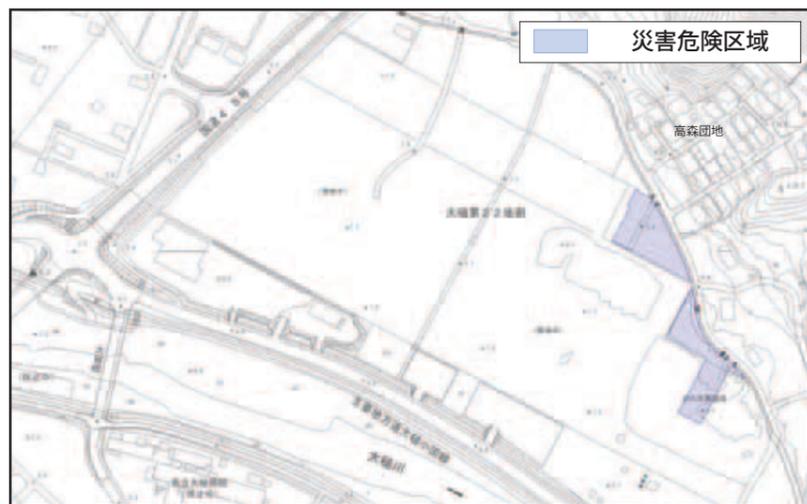
■災害危険区域の告示日

平成25年3月11日

■新たに指定した区域 沢山地区

■その他

町方地区、小枕・伸松地区、安渡地区、赤浜地区、吉里吉里地区、浪板地区については、平成25年3月1日付で告示し、広報3月5日号(No554)でお知らせしています。



☎ 復興推進課 事業推進班 Tel 0193-42-8714

おらほの町の 地域包括支援センター

ここでは、高齢者に関わる様々な話題を掲載しています。



地域包括支援センターってなあに?

自立して生活できるよう支援します

ひとりひとりの状態に合わせた介護予防をお手伝いします。

- 要支援1・2と認定された人は、介護保険の介護予防サービスを利用できます。
- 支援や介護が必要となる恐れが高い人を早期に把握し、介護が必要な状態にならないよう支援します。
- お元気な人が自立した生活を続けられるよう支援します。



保健師



主任
ケアマネジャー



社会福祉士

みなさんの権利を守ります

高齢のみなさんが安心して暮らすために、みなさんの持つ様々な権利を守ります。必要な制度や社会資源の情報を提供します。

- 成年後見制度の紹介
- 虐待の早期発見・対応
- 消費者被害の防止・啓発

様々な方面からみなさんを支えます

地域のケアマネジャーの支援や指導のほか、より暮らしやすい地域にするため、さまざまな関係機関とのネットワークをつくります。

なんでもご相談ください

介護に関する相談や悩み以外にも、健康や福祉、医療、生活に関することなどの相談にも応じます。

○主な事業○

介護予防に関する事業		介護保険サービス
一次予防事業 ◆介護予防教室 ◆運動指導事業 ◆65歳到達者健康教室	二次予防事業 ◆介護予防教室 ◆閉じこもり傾向にある高齢者に対する個別訪問 ◆高齢者食生活改善事業	介護予防サービス ◆介護予防支援計画に基づいてサービスを利用 ○訪問・通所型サービス ○福祉用具貸与・購入 ○住宅改修 など
地域の高齢者全般にかかわる事業		
◆総合相談・支援事業 ◆配食サービス事業	◆権利擁護事業 ◆日常生活用具給付事業	◆認知症研修会 ◆緊急通報装置設置事業 ◆高齢者実態把握事業 ◆寝具洗濯乾燥消毒サービス ◆地域介護予防活動支援 ◆訪問理美容サービス など

☎ 保健福祉課 地域包括支援センター一班 Tel 0193-42-8716

大槌町奨学生を募集します

大槌町に住所を有し、高度な修学を希望しているが、経済的な理由で進学が困難と認められる生徒に対し、無利子で融資する大槌町奨学資金貸付金制度の利用者を募集します。

■出願手続き(提出書類)

- ①奨学生願書 ②奨学生推薦調書 ③成績証明書
 - ④住民票謄本
(奨学金を希望する生徒の家族全員が記載されているもの)
 - ⑤保護者の所得証明書および納税証明書
 - ⑥連帯保証人の所得証明書および納税証明書
 - ⑦合格通知書の写し(在学中の場合は在学証明書)
 - ⑧写真(縦7cm×横6cm)
- ※①と②の用紙は教育委員会事務局学務課にあります。

☎ 大槌町教育委員会事務局 学務課 Tel 0193-42-6100

■募集人員

- ①高等学校、専修学校高等課程に入学予定の人(若干名)
- ②大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程に入学予定の人(若干名)
- ③上記①、②の学校に在学中の人(若干名)

■奨学金の貸付金額

- ①高等学校、専修学校高等課程
 - ・自宅通学者 月額 10,000円
 - ・自宅外通学者 月額 15,000円
- ②大学院、大学、短期大学、高等専門学校、専修学校専門課程 月額 30,000円

■貸付期間 就学する学校の正規の修学期間

■願書受付期間 4月1日(月)～4月30日(火)

■願書提出場所 大槌町教育委員会事務局学務課
(大槌町小槌32-126・中央公民館内)

■奨学生の決定通知 6月上旬